

原子力規制庁長官
清水 康 弘 殿

3 年以内の見直しについて（質問）

平成 27 年 8 月 31 日
内 閣 官 房
原子力規制組織等改革推進室長
中 井 徳 太 郎

原子力規制委員会設置法附則第 5 条に基づく法施行後 3 年以内の見直しについては、内閣官房が事務局を務める「3 年以内見直し検討チーム」（以下「検討チーム」）において検討を行っているところである。

検討チームにおいては、設置法附則第 5 条の規定に基づき、原子力規制委員会設置法附則に定める検討事項、国会事故調報告書の内容、IAEA の安全原則等を踏まえて、3 年以内の見直しに関する主な指摘事項を概ね以下の 7 点に整理している。

- ① 原子力規制組織の要件（高い独立性等）
- ② 意思決定過程の透明性確保
- ③ 助言機関・評価機関の設置
- ④ 専門能力と責任感ある人材の育成・確保
- ⑤ ノーリターンルール / 再就職規制
- ⑥ 原子力規制委員会の内閣府への移管の検討
- ⑦ 我が国の危機管理体制の見直し（特に原子力防災体制の見直し）

検討チームにおいては、原子力規制委員会の設置とその後の運営を通じて①～⑤の指摘事項については概ね対応済みであるとしているが、これらの事項について、今後さらに改善できる点があれば、お考えをお伺いしたい。

また、⑥、⑦についても特段のお考えがあればお伺いしたい。

① 原子力規制組織の要件（高い独立性等）

- 1) 法の執行状況、今後の社会環境の変化、原子力規制委員会の組織の成熟などを踏まえ、原子力規制委員会の活動を継続的に改善していくため、将来にわたって自らの組織理念・活動原則をどのように精緻化し、また安全目標を含めた安全や規制の考え方についてどのように議論を深め、それらに沿った組織運営、組織改革を行うかについて
- 2) 原子力規制委員会の独立性を担保しつつ立地自治体、事業者との意思疎通を適切に行う取組みについて

② 意思決定過程の透明性確保

- 1) 合議制の質を高め、委員会の意思決定の透明性を確保する取組みについて
- 2) 法の執行状況を踏まえ、委員会の判断の基準や審査の項目を事前に周知・明確化することで、制度の運用の透明性を高める方策について
- 3) 法の執行状況を踏まえ、今後の規制基準に新たな項目を取り入れる際のいわゆる「バックフィット」の適用方針について考え方を公表し、将来の制度運用の透明性を高める方策について

③ 助言機関・評価機関の設置

- 1) 業務の適切な執行をチェックする取組みについて
- 2) 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会の今後の活用の方針について
- 3) IAEA による総合原子力安全規制・評価サービス（IRRS）などの対応を含め、原子力規制委員会の活動に対して国際的な視点での評価を取り入れる方策について

④ 専門能力と責任感ある人材の育成・確保

- 1) 原子力規制委員会の職員の専門能力向上にむけた取組みについて
- 2) 原子力安全に対して高い専門能力を有する人材を社会全体で確保するための原子力規制委員会の取組みについて、また原子力安全に関する人材の育成のための試験炉の安全確保の支援について

⑤ ノーリターンルール / 再就職規制

- 1) 原子力規制委員会設置法附則第 6 条第 2 項に規定されたいわゆる「ノーリターンルール」の今後の運用のあり方について

⑥ 原子力規制委員会の内閣府への移管の検討

⑦ 我が国の危機管理体制の見直し（特に原子力防災体制の見直し）